

令和2年度 5月 新潟市西区農業委員会定例総会 議事録

- 1 開催日時 令和2年5月29日(金) 午後3時00分から3時40分
- 2 開催場所 西区役所 健康センター棟 3階 大会議室
- 3 出席委員 (15人)
 - 1番 (会長) 本間雄一 2番 本間直一 3番 池田一彦
 - 4番 江端美春 5番 大嶋喜芳 6番 梶原政好
 - 7番 高杉隆司 8番 高井利明 9番 原田秀一
 - 10番 松井市雄 11番 岩野惣市郎 12番 鈴木淳子
 - 13番 丸山和秀 14番 渡邊正行
 - 15番 (会長職務代理者) 渡部藤四夫
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員選出
 - 第2 議 事
 - 議案第22号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について
 - 議案第23号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について
 - 議案第24号 新潟市農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第25号 令和3年度農林関係税制改正要望について
 - 報告事項 新潟市農用地利用配分計画(案)について
 - 報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
 - 報告事項 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
 - 報告事項 農地法第4条転用届出に関する受理について
 - 報告事項 農地法第5条転用届出に関する受理について
 - 報告事項 農地の転用事実確認に関する照会書について
- 6 農業委員会事務局職員
 - 事務局長 中島 剛 事務局次長 佐藤 清隆
 - 農地係長 五十嵐芳彰 農政振興係長 高橋智恵子
- 7 会議の概要

事務局	<p>これより5月定例総会を開催します。 議事日程に従い進めさせていただきます。 本日は、皆さんご出席です。 なお本日の総会は新潟市西区農業委員会会議規則第4条の規定により定足数を満たしており、会議は成立しておりますことをご報告します。</p> <p>それでは委員会会議規則第5条の規定により、本間会長から議長を務めていただきます。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>委員の皆さん、お疲れ様です。 お忙しいところ、5月定例総会にお集まりいただき、ありがとうございます。</p> <p>気持ちのいいすばらしい天気で、農作業をするのに最適で、もったいない気がします。しばらくの間よろしくをお願いします。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策のため、自粛続きで皆さん大変ですが、新しい生活様式の中で変わっていかねばならないのかなと自分で自分に言い聞かせております。徐々には緩んでくると思いますが、しばらくは緊張感をもった慎重な対応をお願いします。</p> <p>それでは早速始めさせていただきます。慎重審議をお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議事録署名委員について、お諮りします。 議事録署名委員は、議長である私に一任いただけますでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>皆さんからご異議がございませんので、14番、渡邊正行委員、15番、渡部藤四夫委員を指名します。</p> <p>それでは、議事として提案している案件に入ります。</p> <p>議事の都合上、議案第22号、農地法第4条許可申請に関する処分決定について、及び議案第23号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、一括して事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>始めに案件を地区別にまとめた表を説明しますので、3ページをお開き下さい。</p> <p>5月総会における許可案件は、内野地区、4条許可1件、5条許可1件、計2件、赤塚地区、4条許可1件、中野小屋地区、5条許可1</p>

<p>議 長</p> <p>第1地域調査委員長 (6番)</p>	<p>件、全地区合計4件です。</p> <p>それでは、議案を説明します。</p> <p>4ページ、議案第22号、農地法第4条許可申請に関する処分決定についてです。</p> <p>第1地域、1号、内野地区です。所在は西区内野上新町で畑2筆2,162㎡うち1,054㎡について、農舎建築敷地とするものです。農地区分は第3種農地です。調査委員会案件です。</p> <p>2号、赤塚地区です。所在は西区中権寺で畑2筆589㎡うち209.73㎡について、露天駐車場とするものです。農地区分は第1種農地です。調査委員会案件です。</p> <p>次に、5ページ、議案第23号、農地法第5条許可申請に関する処分決定についてです。</p> <p>第1地域、1号、内野地区です。所在は西区大学南1丁目で、畑1筆165㎡について、売買により露天資材置き場敷地とするものです。農地区分は第3種農地です。調査委員会案件です。</p> <p>2号、中野小屋地区です。所在は西区曾和で畑1筆509㎡うち0.20㎡について、使用貸借により営農型太陽光発電設置敷地とするものです。農地区分は農用地です。平成26年に設置された施設について、事業継続のため3年ごとの一時転用許可申請となります。調査委員会案件です。以上です。</p> <p>ただ今、事務局から説明がありましたが、総会前に調査委員会を開催しておりますので、第1地域調査委員長から報告をお願いします。</p> <p>第1地域調査委員会での調査結果をご報告します。</p> <p>調査案件は、議案第22号、農地法第4条許可申請に関する処分決定について、2件、議案第23号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、2件、合計4件です。</p> <p>4ページは、農地法第4条許可申請です。1号は内野地区です。はじめに事務局から概要説明を受けました。</p> <p>申請地は西区内野上新町で、市街化調整区域内の畑2筆、合計2,162㎡のうち1,054㎡を自己転用する案件です。</p> <p>申請理由は、自己の所有農地にすいか等農産物の集出荷施設として農舎を建築し、アスファルト敷きの荷捌き場と、市道までの敷地内道路を整備する計画です。</p> <p>申請地について、5月12日に現地確認を行った結果、現況は畑で</p>
--------------------------------------	---

	<p>した。申請書をもとに転用理由、事業概要を確認し、事務局で行った指示内容、現地調査の結果により、現時点で申請に問題はない旨、説明がありました。</p> <p>つづいて聞き取り調査に移り、申請人から申請地の場所及び面積、申請理由、転用事業計画、被害防除、他に及ぼす影響について、申請書のとおり相違ない旨、確認しました。</p> <p>委員長から、違反転用をしている農地はないかとの質問があり、申請人から、違反転用はないとの回答がありました。</p> <p>申請地は宅地と事業用施設に囲まれた既存集落内の第3種農地で、農地転用許可基準 エー（ア）－b－（a）の「住宅、業務施設等が連たんする区域内の農地」に該当するため、参集委員により協議した結果、調査委員会として問題はない、許可と判断しました。</p> <p>最後に、事務局から教示事項として、転用目的に沿った使用と工事完了報告書の提出の説明を行い、調査を終えました。</p> <p>2号は赤塚地区です。</p> <p>はじめに事務局から概要説明を受けました。</p> <p>申請地は西区中権寺で、市街化調整区域内の畑2筆、合計589㎡のうち209.73㎡を自己転用する案件です。</p> <p>申請理由は、自己の所有農地を、隣接地にある喫茶店の露天駐車場にする計画です。</p> <p>申請地について、5月12日に現地確認を行った結果、現況は畑で、一部は砂利敷きの露天駐車場となっていました。</p> <p>申請書に添付された始末書によると、申請地の一部は今年の3月から露天駐車場として使用しており、本来、農地法の許可を得てから転用すべきところ、法令の理解不足から無断転用となっていたとのことです。</p> <p>今回の申請が許可されれば、結果として無断転用の状況が解消されることとなります。</p> <p>申請書をもとに転用理由、事業概要を確認し、事務局で行った指示内容、現地調査の結果により、現時点で申請に問題はない旨、説明がありました。</p> <p>つづいて聞き取り調査に移り、申請人から申請地の場所及び面積、申請理由、転用事業計画、被害防除、他に及ぼす影響について、申請書のとおり相違ない旨、確認しました。</p> <p>事務局から、申請人が所有する西区中権寺の耕作放棄地について質問があり、申請人から早急に除草剤を撒いて管理するとの回答があり</p>
--	--

	<p>ました。</p> <p>申請地は既存集落に隣接した第1種農地で、農地転用許可基準 イー（イ）－c－（e）の「周辺地域に居住する者の生活上、業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当し、他の土地での代替性もないことから、参集委員により協議した結果、調査委員会として問題ない、違反転用解消のため追認許可と判断しました。</p> <p>最後に、事務局から教示事項として、転用目的に沿った使用と工事完了報告書の提出の説明を行い、調査を終えました。</p> <p>5ページは、農地法第5条許可申請です。</p> <p>1号は内野地区です。</p> <p>はじめに事務局から概要説明を受けました。</p> <p>申請地は西区大学南1丁目で、市街化調整区域内の畑1筆、165㎡を売買する案件です。</p> <p>申請理由は、譲受人が露天資材置場として整備した後、建設業者に賃貸借する計画です。</p> <p>申請地について、5月12日に現地確認を行った結果、現況は休耕畑で、立木も生えており、荒れた状態でした。</p> <p>地元委員から、申請地周辺は道が狭く、資材置場としては不向き。転用事業が達成されるまで、注視する必要があるとの意見がありました。</p> <p>申請書をもとに転用理由、事業概要を確認し、事務局で行った指示内容、現地調査の結果により、現時点で申請に問題はない旨、説明がありました。</p> <p>つづいて聞き取り調査に移り、代理人から申請地の場所及び面積、申請理由、次に転用事業計画、被害防除、他に及ぼす影響について、申請書のとおり相違ない旨、確認しました。</p> <p>委員長から、違反転用をしている農地はないかとの質問があり、代理人から、違反転用はないとの回答がありました。</p> <p>申請地は市街化区域に囲まれた第3種農地で、農地転用許可基準 エー（ア）－a－（b）－iの「300m以内に駅等がある農地」に該当するため、参集委員により協議した結果、調査委員会として問題はない、転用により立木や雑草繁茂の状態が解消されることから、許可と判断しました。</p> <p>最後に、事務局から教示事項として、事前着工の禁止、転用目的に沿った使用と、工事完了報告書の提出の説明を行い、調査を終えました。</p>
--	--

<p>議 長</p>	<p>2号は中野小屋地区です。</p> <p>はじめに事務局から概要説明を受けました。</p> <p>所在地は西区曾和で、農振農用地内の畑1筆 509㎡のうち0.2㎡を使用貸借する案件です。</p> <p>申請理由は、譲受人の母が所有する農地に使用貸借権を設定し、営農型太陽光発電設備の支柱敷地として一時転用するものです。</p> <p>なお、農振農用地の一時転用については、西区農政商工課の同意書を得ております。</p> <p>申請地について、5月12日、現地確認を行った結果、下部農地の現況は畑となっていました。</p> <p>申請書をもとに転用理由、事業概要を確認し、現時点で申請に問題はない旨、説明がありました。</p> <p>つづいて聞き取り調査に移り、譲受人から、申請地の場所及び面積、申請理由、転用事業計画、被害防除、他に及ぼす影響について、申請書のとおり相違ない旨、確認しました。</p> <p>委員長から、違反転用をしている農地はないかとの質問があり、譲受人から、違反転用はないとの回答がありました。</p> <p>事務局から、上部の太陽光パネル設置はあくまでも一時転用として例外的に許可されるものであり、3年毎に許可の更新が必要であること、下部農地での農作物は附近の平均的な収穫量の80%を確保することについて説明を行い、譲受人がこれを了承しました。</p> <p>申請地は農振農用地で、農地転用許可基準 アー（イ）－cの「3年以内の一時転用で、当該農地が必要であると認められること」に該当するため、参集委員により協議した結果、調査委員会として問題はない、許可と判断しました。</p> <p>最後に、事務局から教示事項として、営農型発電設備の下部農地における営農状況を毎年報告すること、下部農地での営農が行われない場合や発電事業が廃止される場合には、発電設備を速やかに撤去し、農地として復元することについて説明を行い、調査を終えました。</p> <p>以上です。</p> <p>事務局の説明及び第1地域調査委員長の報告が終わりました。ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
------------	---

議 長	<p>ご質問、ご意見がありませんので、案件審査に入ります。</p> <p>議案第22号、農地法第4条許可申請に関する処分決定について、お諮りします。議案第22号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>議案第22号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。</p> <p>次に議案第23号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、お諮りします。</p> <p>議案第23号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>議案第23号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第24号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>6ページ、議案第24号、新潟市農用地利用集積計画の決定についてです。</p> <p>7ページ、新規分の地区別実績表です。</p> <p>利用権設定の賃貸借に関する部分は、両者間による利用権設定と、農地中間管理事業による利用権設定を、それぞれ別の実績表としてあります。</p> <p>中野小屋地区、契約期間6年のものが1件、田、畑、面積が1,495㎡、坂井輪地区、契約期間10年のものが1件、田、面積が6,470㎡、黒埼地区、契約期間3年のものが1件、田、面積が732㎡、以上、新規分利用権設定は3件、面積は8,697㎡です。</p> <p>次に表の右寄りの所有権移転に関する部分は、売買のみで、内野地区 売買が1件、田、面積が1,021㎡、四ツ郷屋地区、売買が1件、畑、面積が4,113㎡、以上、所有権移転、売買の合計は2件、面積が5,134㎡です。</p> <p>また表の右下の欄が賃貸借と所有権移転との合計となり、合計5件、面積は、13,831㎡となっています。</p> <p>8ページ、合計の地区別実績表です。</p> <p>今月は更新分がありませんので、先ほどの新規分と同じ表となります。</p>

<p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>す。</p> <p>中野小屋地区、合計1件、面積が1,495㎡、内野地区、合計1件、面積が1,021㎡、坂井輪地区、合計1件、面積が6,470㎡、黒埼地区、合計1件、面積が732㎡、四ツ郷屋地区、合計1件、面積が4,113㎡、総合計は、5件、13,831㎡です。</p> <p>9ページ、議案の内訳です。提案文を読み上げます。</p> <p>「議案第24号新潟市農用地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による新潟市農用地利用集積計画の決定について、下記のとおり提案する。</p> <p>令和2年5月29日提出 新潟市西区農業委員会会長 本間雄一」 以降、9ページから10ページまでが内訳となります。</p> <p>9ページの1号から3号までが新規分の利用権設定、10ページの1号から2号までが売買に関するものです。</p> <p>11ページ、農地中間管理機構関係の新規分の地区別実績表です。 中野小屋地区 契約期間10年のものが2件、田、面積が789㎡、 黒埼地区 契約期間10年のものが1件、田、面積が1,021㎡、 以上、合計3件、面積は1,810㎡です。</p> <p>12ページ、合計の表です。新規と同じ表ですので、説明は省略します。</p> <p>13ページの1号から3号までが内訳となります。</p> <p>これは、農地中間管理機構が、農地中間管理事業に伴い農業者から農地を借受けするものです。</p> <p>14ページ、定例総会での承認後に農業委員会長から市長あての公告依頼文の案です。公告依頼日は、令和2年6月12日です。</p> <p>以上、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による新潟市農用地利用集積計画に関するものです。</p> <p>いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。</p> <p>ただ今、事務局の説明がありましたが、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>ご質問、ご意見がありませんので、案件審査に入ります。</p>
-----------------------	---

議 長	<p>議案第24号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、お諮りします。</p> <p>議案第24号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案第24号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。</p> <p>次に、議案第25号、令和3年度農林関係税制改正要望について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>20ページ、令和3年度農林関係税制改正要望についてです。</p> <p>併せて、別紙1、別紙1-2、別紙1-3、別紙1-4をご覧ください。</p> <p>これは、委員の皆さんから要望を提出いただき、各対策委員会で意見集約を図ったもので、内容は、別紙1と別紙1-4が所得税に関するもの、別紙1-2が消費税に関するもの、別紙1-3が軽油引取税に関するもので、全部で4件でした。</p> <p>本日ご承認いただければ、県農業会議を通じて全国農業会議所に提出します。</p> <p>全国農業会議所は全国から集まった税制要望を整理して、組織決定したものを農林水産省と調整し、自民党税制調査会へ要望していくという流れになっています。</p> <p>それでは要望書を読み上げます。</p> <p>(要望書を読み上げ)</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局の説明がありましたが、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>ご質問、ご意見がありませんので、案件審査に入ります。</p> <p>議案第25号、令和3年度農林関係税制改正要望について、お諮りします。</p> <p>議案第25号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>

<p>議 長</p>	<p>(異議なし)</p> <p>議案第25号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。</p> <p>次に、報告事項に入ります。</p> <p>報告事項、新潟市農用地利用配分計画(案)について、報告事項、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告事項、農地法第3条の3の規定による届出書の受理について、報告事項、農地法第4条転用届出に関する受理について、報告事項、農地法第5条転用届出に関する受理について、報告事項、農地の転用事実確認に関する照会書について、一括して、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>15ページ、報告事項、新潟市農用地利用配分計画(案)についてです。</p> <p>この配分計画(案)は、農地中間管理機構から受け手に対する農地の貸付けを行う場合には、新潟市農用地利用配分計画の県公告が必要であることから、当該報告事項として説明させていただくものです。</p> <p>新規分の地区別実績表です。中野小屋地区、契約期間10年のものが2件、田、面積が789㎡、黒埼地区、契約期間10年のものが1件、田、面積が1,021㎡、以上、合計3件、面積は1,810㎡です。</p> <p>次の16ページが合計の地区別実績表ですが、新規と同じ表になりますので、説明は省略します。</p> <p>関係農業者は、17ページの1号から3号に記載のとおりです。</p> <p>また、18ページの1号から19ページの7号までが、中間管理権の移転に関するものですが、移転に関するものは地区別実績表には含まれておりません。</p> <p>なお、県の公告は、令和2年7月31日です。以上です。</p>
<p>事務局</p>	<p>説明者が変わります。3ページをお開き下さい。</p> <p>農地係所管の報告事項を説明する前に、地区別にまとめた総括表をご覧ください。下段の地区別件数表のとおり、全地区合計34件です。</p> <p>21ページ、報告事項、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、合計のみ報告します。</p> <p>全地区合計6件、田畑合計22筆、6,848㎡の解約を受理しました。なお、3号から6号が、議案第24号関連案件となっております。</p>

	<p>23ページ、報告事項、農地法第3条の3の規定による届出書の受理について、合計のみ報告します。</p> <p>全地区合計7件、田畑合計129筆、95,842.61㎡の相続による届出を受理しました。</p> <p>なお、5号、委員会による農地売却等あつせんの希望は、農業委員等関係機関に情報提供を行っております。</p> <p>25ページ、報告事項、農地法第4条転用届出に関する受理について、合計のみ報告します。</p> <p>全地区合計2件、畑合計2筆、985㎡の転用届出を受理しました。</p> <p>26ページ、報告事項、農地法第5条転用届出に関する受理について、合計のみ報告します。</p> <p>全地区合計16件、畑合計19筆、7,852㎡の転用届出を受理しました。なお、6号から11号は宅地造成分譲敷地で、すべて同時利用地となっています。</p> <p>30ページ、報告事項、農地の転用事実に関する照会書についてです。新潟地方法務局から照会があったもの3件のうち、転用許可を受けているもの2件、許可を受けていないもの1件、いずれも非農地化した事実及び経過年数を確認し、現地調査の上、非農地として回答しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>ご質問がないようですので、事務局報告のとおり決定します。</p>
	<p>それでは、以上で議事として提案した案件について終了しますが、これまでの議事の中で、委員の皆さんから何かありませんでしょうか。</p>
	<p>(なし)</p>
議 長	<p>続きまして、委員の皆さんから報告事項等はありませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
議 長	<p>事務局から報告事項等はありませんか。</p>

<p>事務局</p>	<p>6・7月の業務日程を説明します。31ページです。</p> <p>はじめに6月の日程です。</p> <p>3日水曜日、午後1時30分から、新潟地域農業振興協議会総会が秋葉区で開催されます。本間会長が出席されます。</p> <p>16日火曜日、午後1時30分から、新潟県農業会議の地区別農業委員会会長会議が、また、同日午後2時40分から、新潟県農業会議の役員候補者選出会議が新潟市中央区で開催されます。ともに本間会長が出席されます。</p> <p>23日火曜日、午後から、新潟県農業会議第128回通常総会が新潟市中央区で開催されます。本間会長が出席されます。</p> <p>23日火曜日、午後から、新潟県農業会議第128回通常総会が新潟市中央区で開催されます。本間会長が出席されます。</p> <p>25日木曜日、午後3時から、第1地域対策委員会を西区役所健康センター棟1階104会議室で開催します。終了後、会場を西区役所3階303会議室に移し調査委員会を開催します。</p> <p>翌26日金曜日、午後3時から、第2地域対策委員会・調査委員会を西区役所3階303会議室で開催します。</p> <p>30日火曜日、午後3時から、6月定例総会を西区役所健康センター棟104・105会議室で開催します。農業委員のご出席をお願いします。</p> <p>次に6月の締切日です。農地法申請締切日が6月10日水曜日、農業経営基盤強化促進法申出締切日が6月25日月曜日となっています</p> <p>次に7月の業務日程です。</p> <p>15日水曜日、午後3時から、農地部会を西区役所健康センター棟1階104会議室で開催します。</p> <p>28日火曜日、午後3時から、第1地域対策委員会を西区役所健康センター棟1階104会議室で開催します。終了後、会場を西区役所3階303会議室に移し調査委員会を開催します。</p> <p>翌29日水曜日、午後3時から、第2地域対策委員会・調査委員会を同じく区役所303会議室で開催します。</p> <p>31日金曜日、午後3時から、7月定例総会を西区役所健康センター棟104・105会議室で開催します。農業委員のご出席をお願いします。業務日程は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今、事務局から報告等がありましたが、何かお聞きしたいことはありませんでしょうか。</p>

議 長	<p>(質問、意見なし)</p> <p>ないようですので、以上をもちまして5月の定例総会を閉会します。</p> <p>議事録に相違ないことを認める。</p> <p>議 長 本 間 雄 一</p> <p>署名委員 渡 邊 正 行</p> <p>署名委員 渡 部 藤四夫</p>
-----	--